三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部改正について

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正したため、別紙のとおり報告します。

令和7年4月21日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会告示第10号

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように 定める。

令和7年3月28日

三次市教育委員会 教育長 迫 田 隆 範

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する告示

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱(平成31年三次市教育委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 保護者は、子ども教室の利用に当たって、子ども教室事業を実施する社会教育団体等が定める負担金を支払うものとする。

別表第1中

Γ

1,000円 1,000円 1,000円

1,020円 1,020円 1,020円 」に改める。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

平成31年4月1日教育委員会告示第10号

改正

令和2年2月28日教育委員会告示第4号令和6年3月12日教育委員会告示第7号

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもの安全・安心な活動 拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取 組を実施する三次市放課後子ども教室推進事業(以下「子ども教室事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 子ども教室事業の実施主体は、教育委員会とする。ただし、子ども教室事業の一部又は全部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。

(事業の内容)

- 第3条 子ども教室事業は、次の内容・機能を有するものとする。
 - (1) 放課後や週末等における児童の安全・安心な活動拠点の確保
 - (2) 地域住民の参画を得ることによる様々な体験・交流・学習活動の機会の提供
 - (3) 様々な体験・交流・学習活動を通じた児童の社会性, 自主性, 創造性等の涵養
 - (4) 児童と地域住民の交流による地域コミュニティの充実
 - (5) その他児童が安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動 (対象範囲)
- 第4条 子ども教室事業の対象範囲は、小学校1年生から6年生までの児童(以下「対象児童」という。)を基本とする。

(子ども教室の運営)

- 第5条 三次市放課後子ども教室(以下「子ども教室」という。)の運営は、次のとおりとする。
 - (1) 対象児童の安全管理を図る者(以下「安全管理員」という。)を配置することとし、その 選任に当たっては、対象児童の健全育成に情熱を持つものとする。
 - (2) 学ぶ意欲がある対象児童に対して、学習機会を提供する取組の充実を図る者(以下「学習アドバイザー」という。)を配置することとし、その選任に当たっては地域の要求に配慮しつ

- つ、学習の内容に応じて対象児童の健全育成に情熱を持つものとする。
- (3) 実施場所は、基本的に小学校施設(教室、余裕教室、校庭又は体育館等)とする。ただし、地域の実情に応じコミュニティセンター等の施設においても実施することができる。
- (4) 概ね年間を通じて放課後、週末又は長期休業日に継続的に実施することとする。
- (5) より多くの地域住民の参画(無償ボランティアを含む。)を得て実施することにより、地域ぐるみで対象児童を育む環境づくりに努めるものとする。
- (6) 参加人数については、地域の実情や活動内容に応じて、できる限り多くの対象児童が参加 できるよう配慮するものとする。
- (7) 障害のある対象児童が子ども教室に参加する場合は、個々の状況に配慮した活動を行うものとする。
- (8) 安全管理員, 学習アドバイザー等を対象とした研修への積極的な参加に努めるものとする。
- 2 保護者は、子ども教室の利用に当たって、子ども教室事業を実施する社会教育団体等が定める 負担金を支払うものとする。

(運営委員会)

- 第6条 子ども教室事業の実施に当たり、子ども教室の運営方法等を検討するため、三次市放課後子ども教室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。
- 2 運営委員会は、子ども教室事業計画の策定、安全管理方法、広報活動方法、ボランティア等の 地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画又は実施後の検証・評価等について検討す るものとする。
- 3 運営委員会の委員(以下「運営委員」という。)は、10人以内とする。
- 4 運営委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、福祉関係者、保護者、地域住民、学識経験者 等のうちから教育長が委嘱する。

(任期)

- 第7条 運営委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第8条 運営委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第9条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。 (コーディネーター)
- **第10条** 子ども教室事業の総合的な調整役を担う者(以下「コーディネーター」という。)を配置することができる。
- 2 コーディネーターは、子ども教室事業と放課後児童クラブとの連携についての調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関、団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行う。

(委託金額の積算)

- 第11条 運営費の業務委託金額を積算する際は、次の各号に掲げる基準に基づいて積算する。
 - (1) 開設時間は、平日は4時間又は長期休暇及び土曜日等の学校休業日(以下「長期休暇等」 という。)は11時間を上限とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。
 - (2) 開設日は、平日は200日、長期休暇等は45日を上限とする。
 - (3) 安全管理員の配置人数については、平日は、児童数10人未満は1.5人、児童数10人以上は2人とし、長期休暇等は、児童数10人未満は2人、児童数10人以上は3人とする。また、特に教育長が必要と認める場合は、それぞれに1人を加算できるものとする。
 - (4) 学習アドバイザーの配置人数については、各地域の子ども教室の実情に応じ真に必要な人数とする。なお、学習アドバイザーについては、安全管理員の業務を兼ねることができる。
 - (5) 安全管理員,学習アドバイザー,コーディネーターの報償費は,別表第1に定める額を上限とする。
 - (6) 年間運営費については、外部講師の報償費、通信運搬費、印刷製本費、教材費、子ども教室事業関係者の保険料、消耗品費等各地域の実情に応じ必要な経費とし、別表第1に定める額を上限とする。ただし、おやつ等の食料費や対象児童の実費相当の保険料・教材費は運営経費に積算しない。
 - (7) 運営委員の報償費は、別表第2のとおりとする。
 - (8) 委託料は、385万円を上限とする。

(子ども教室事業の記録)

第12条 子ども教室事業の実施に当たっては、開設場所、開設日時、参加人数、体験や学習内容、 収支の分かる帳簿等を備えなければならない。 (庶務)

第13条 子ども教室事業の実施に関する庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(最初の会議の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、教育 長が招集する。

(入会決定の特例)

3 第2条ただし書の規定により社会教育団体等に委託した場合の委託先の入会決定は、教育委員 会の入会決定とみなす。

(緊急時の特例)

4 この告示の規定に係わらず、天災その他特別の事情があると教育長が特に認めたときは、この 限りでない。

附 則(令和2年2月28日教委告示第4号)

この告示は、令和2年2月28日から施行する。

附 則(令和6年3月12日教委告示第7号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年10月1日から適用する。

別表第1 (第11条関係)

項目	単位	限度額
安全管理員	1時間当たり	1, 020円 1, 000円
学習アドバイザー	1時間当たり	1, 020円 1, 000円
コーディネーター	1 時間当たり	1, 020円 1, 000円
年間運営費	1 教室当たり	108,000円

別表第2 (第11条関係)

職名	単位	金額

運営委員	1回当たり	7,800円